

砂防事業における公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和7年9月11日

旭川開発建設部旭川河川事務所

砂防事業において発生する伐採木を資源の有効活用やコスト縮減の観点から、バイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工あるいは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要な事項を記入し、期日までに応募してください。

今回は、砂防事業で発生し、仮置きしている樹木を採取していただける方の公募を実施します。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、本募集要項を確認し、別添「様式-

1 応募様式」に必要な事項を記入し、令和7年9月24日(水曜日)迄に必着で郵送、FAX、メールのいずれかにて以下の宛先まで応募してください。

応募先

郵送：〒079-8411 旭川市永山1条21丁目3番21号

旭川開発建設部 旭川河川事務所 第2工務 採取担当 宛

FAX：0166-47-7075

メールアドレス：hkd-as-koubobassai@ki.mlit.go.jp

様式-1 応募様式(XLSX)

様式-1 応募様式(PDF)

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間：令和7年10月1日（予定）～令和7年11月28日
- ロ) 採取予定箇所：美瑛町白金方面の美瑛川（下流・中流・上流の3箇所）
（別紙様式-2 参照）
- ハ) 採取可能量：枝・葉・幹 計約1,740m³
（下流：360m³、中流：40m³+200m³^{※1}+500m³^{※2}、上流：640m³）
ヤナギ類ほか 直径約10～30cm程度の幹、枝、葉
※1…9月末までに追加される伐採木200m³。
※2…10月末までに追加される伐採木500m³。
- 二) 採取方法：河川事務所が仮置きした樹木について、積込・運搬を応募者に実施していただきます。

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合していること及び確実性などを総合的に判断し、試行に参加されるかたを選定いたします。また、選定された方には、別途必要書類に必要事項を記載していただきます。

複数者の応募があった場合には、等分による配分又は抽選を行うことにより希望量にそぐわない場合があります。

選定結果につきましては、電話、郵送又はFAXで通知いたします。

なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

- イ) 応募様式への記載内容（応募資格や樹木等採取方法）などを確認するため、直接お電

話等により担当者が聞き取りする場合があります。

- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について旭川河川事務所と事前に協議したうえで、許可申請書・作業計画書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、旭川河川事務所の担当者より連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、旭川河川事務所の判断で中止する場合があります。
- 二) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、砂防堰堤等の施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。なお、事故等の発生や砂防施設を破損した場合は、直ちに河川事務所に報告していただきます。
- ホ) 本試行中に発生したゴミについては、参加者の責任において適切に処理願います。
- へ) 本試行中の現場内の除雪については参加者の責任において実施願います。
- ト) 採取する樹木について、由来証明が必要な方は事前にお知らせください。
- チ) 本試行箇所の車止め・バリケードなどについては、作業中以外は元通りに閉鎖願います。
- リ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

旭川開発建設部 旭川河川事務所 第2工務課 採取担当 電話：0166-48-2131（内線 423） FAX：0166-47-7075 問合わせへの対応は、平日の 8:30 から 17:15 までです。
--